相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区上珠数屋町通不明門西入上珠数屋町三一九番地、最後の住所京都市伏見区醍醐上ノ山町一一番地　同和園

被相続人　亡　畠山千代乃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

事務所京都市中京区烏丸通三条下ル　大同生命京都ビル八階　烏丸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐竹　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府船井郡京丹波町質美室垣内一八番地、最後の住所京都府船井郡京丹波町質美澤田ノ下二九番地　被相続人　亡　森田治三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

京都市中京区両替町通夷川上ル松竹町一二九番地弁護士法人田中彰寿法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　綾一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市天王寺区悲田院町四番、最後の住所大阪府羽曳野市学園前六丁目一番一号

被相続人　亡　谷口　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

大阪府東大阪市鴻池本町六番二七号

相続財産管理人　弁護士　田中　稔子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市菊間町佐方三二九番地、最後の住所大阪市城東区関目二丁目一五番八―一四〇五号　被相続人　亡　生口良太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階

相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市東灘区御影中町七丁目五番、最後の住所兵庫県姫路市広畑区蒲田三二九番地三一　被相続人　亡　下大薗文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

兵庫県姫路市本町六八番地一七〇　大手前第一ビル三階―一

相続財産管理人　柳谷　義則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市南区大福四一九番地三七、最後の住所岡山市南区藤田四四八番地一七

被相続人　亡　横田　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

事務所岡山市北区春日町五番六号

相続財産管理人　弁護士法人岡コバブリック法律事務所

代表者代表社員　井上　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区仁保三丁目三〇番、最後の住所広島市南区仁保三丁目三〇番五―六〇五号

被相続人　亡　長原　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

事務所広島市中区上幟町二番三六―二〇一号

相続財産管理人　吉見　直孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市東区舞松原二丁目一五五番地二六四、最後の住所福岡市東区舞松原二丁目二七番二一号　被相続人　亡　庄野　一次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十二日

福岡市中央区大濠公園二番三五号　ＴＨＥ　ＡＰＡＲＴＭＥＮＴ六〇三

相続財産管理人　司法書士　宮薗　篤

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年５月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社明治　②国土交通大臣(4)5409　③代表取締役　川村和夫　④東京都江東区新砂一丁目２番10号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市北区天満橋一丁目８番30号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都江東区新砂一丁目２番10号　株式会社明治　代表取締役　川村和夫

①上武建設株式会社　②大阪府知事(4)44971　③代表取締役　上武勝宣　④大阪府大東市大字龍間769番地の１　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大東市大字龍間769番地の１　上武建設株式会社代表取締役　上武勝宣

①谷商事　②兵庫県知事(1)第300369号　③代表　谷進介　④兵庫県川西市大和東２丁目36番地３　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県川西市大和東２丁目36番地３　谷商事　代表　谷進介

①サンハウジング　②福岡県知事(1)16148　③代表　清成元　④福岡県春日市桜ヶ丘一丁目59―103号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県春日市桜ヶ丘一丁目59―103号　サンハウジング　代表　清成元